

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月26日

【報告者の名称】 日邦産業株式会社

【報告者の所在地】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

【電話番号】 052(218)3161(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長 三上 仙智

【縦覧に供する場所】 日邦産業株式会社
(愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「当社」とは、日邦産業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、フリージア・マクロス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年2月10日付で提出いたしました意見表明報告書(2021年3月9日付、3月11日付、3月15日付、3月22日付、3月26日付、3月29日付、4月9日付及び4月23日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書による訂正を含みます。)の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

- 6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
(ウ)新株予約権の無償割当ての効力発生

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

(訂正前)

該当事項なし。

(訂正後)

(ウ)新株予約権の無償割当ての効力発生

本申立てに対して、名古屋地方裁判所は、2021年3月24日付で、本新株予約権の無償割当てに関する差止仮処分決定(以下「本決定」といいます。)を行いました。当社が、2021年3月25日、名古屋地方裁判所に対して、本決定に対する保全異議の申立てを行ってまいりました。

その後、2021年4月7日付で、名古屋地方裁判所は当社による保全異議の申立てを認め、本決定を取り消す旨の決定、及び公開買付者の差止仮処分申立てを却下する旨の決定(以下「本取消等決定」といいます。)を行いました。これに対して、公開買付者は2021年4月9日付で本取消等決定に対する保全抗告(以下「本保全抗告」といいます。)の申立てを行ってまいりましたところ、2021年4月22日に名古屋高等裁判所は本保全抗告を棄却する決定(以下「本棄却決定」といいます。)を行いました。

当社は、本棄却決定を受け、当社による2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」及び2021年3月27日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更に関するお知らせ」にて公表しております本新株予約権の無償割当てを予定どおり実施することとし、2021年4月24日に割当ての効力が発生しています。

なお、当社による2021年4月22日付「新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する保全抗告の結果(棄却決定)に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に公開買付者による本公開買付けが撤回された場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止の決議を行い、本新株予約権に係る発行要項に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。

以 上